

## 転倒事故の傾向と施設の安全対策

なぜ転ぶ？転倒のメカニズム

転倒事故が増え続ける訳は？

転倒事故は誰の責任？

滑り止めの工法

新技術SGSとは？



転倒事故の不安をなくし、安心して暮らせる幸せを・・・

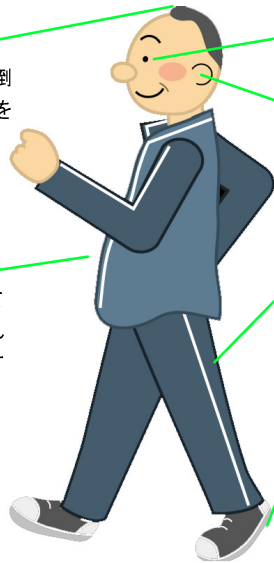


NPO法人日本転倒事故防止協会会員

# 転倒(歩行)のメカニズム

体の構造からみると頭が体の最上部にあるため転倒により頭部打撲などの致命傷を受けやすくなります

歩行は、体を前に傾斜させて不安定な状態をつくり、それを支えるように足を前に出すメカニズムになっています。「歩行」それ自体が、転倒リスクを含むものなのです。



バランスを制御

- ① 視覚情報
  - ② 平衡感覚をつかさどる器官
  - ③ 体の筋肉からの情報(両足の負荷など)
  - ④ 瞬間瞬間ではあるが連続的に片方の足で体を支える(脚力)
- ※バランスを崩したら瞬時に態勢を建て直す

## 高齢者

- ① 白内障、老眼、動体視力の低下
  - ② 三半規管や前庭の感度の低下、感覚器の識別能力や速度の低下
  - ③ 筋肉など運動を制御する能力の低下、情報の伝達系(神経)や情報を整理し指令を出す脳の障害
  - ④ 「歩く」「またぐ」「登って降りる」3つの移動能力の衰え自分の足で体を支える事ができないほど体が弱る
- ※バランスを崩したらそのまま崩れる。骨粗しょう症のため骨折。これを起因として寝たきりになる

人間は一步一步足下を確かめて歩いているわけではなく予測の基に歩行しており床面の滑りや段差によるつまずきなど歩行リズムの狂いが転倒を引き起こします



## 対策

床面の滑り



段差によるつまずき



- 段差には目立つように色をつけたりテープなどを貼る
- スロープなど段差解消



砂、ゴミ、ヌメリなど床面の障害物がコロの役割をする

水が薄い膜となり床面との摩擦をなくそうとする

足裏(靴底)と床面がしっかり接している(かみ合っている)

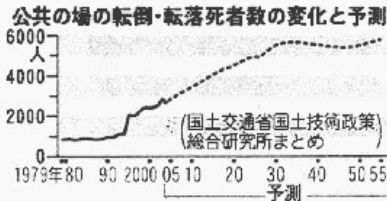
- 清掃
- △ 安全靴
- × 注意書の掲示
- △ 床材張替
- 防滑施工

× 日頃から危険であると認識しながら、改善してこなかったとみなされる場合がある

# 公共空間転倒死 20年後に倍増

## 高齡化で推計5千人超

国交省研究所



**高齡者の転倒** 転倒は、運動能力の低下といった身体的要因と、床面の滑りやすさや段差、障害物といった環境要因が複合して起きるとされる。骨密度が小さくなった高齢者は転倒で骨折しやすく、すぐに死に至らなくても寝たきりや要介護の状態に陥るきっかけになる恐れがある。公共の場所だけでなく、家庭内での転倒も非常に多い。事故防止には、危険が潜む階段や風呂場などの安全性向上が重要だ。

厚生労働省がつくる「人口動態統計」などを基に、公共空間の安全対策が現

### 県内市町も予防に力

「人口動態統計は、市区町村への届け出に基づき、死者の年齢や死因、事故が起きた場所を分類して記載している。研究では、家庭や工事現場などでなく不特定多数の人が使う場所を公共空間とみなし、一九七九年から二〇〇四年までの転倒・

転落死者数を解析した。その結果、公共の場所での転倒・転落死は、この二十五年間ほぼ一貫して増え続け、八百人台か

街路や商業施設などの公共の場所で転んだり転落したりしたことが原因で亡くなる人が人口の高齡化に伴って増え、二〇二七年には二〇〇四年の二倍近い年間五千人を超えたとの推計を、国土交通省国士技術政策総合研究所（茨城県つくば市）が五日までにまとめた。

転落死者数を解析した。その結果、公共の場所での転倒・転落死は、この二十五年間ほぼ一貫して増え続け、八百人台か

### ハインリッヒの法則 (1:29:300の法則)



に重大災害の裏面は、29件の軽災害がはけ、300件の軽災害がはけ、というものです。1件の重大災害は、29件の軽災害がはけ、300件の軽災害がはけ、というものです。1件の重大災害は、29件の軽災害がはけ、300件の軽災害がはけ、というものです。

# 静岡新聞

夕刊

〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-1  
静岡新聞社  
電話 (054) 284-8900

1ヵ月(朝夕) 2,900円(税別)  
◎静岡新聞社2007

浜松総局 浜松市中区旭町II-1  
プレスセンター内  
電話 (053) 455-3355

東部総局 沼津市魚町1  
サンフロント内  
電話 (055) 962-0380

療養病床・一般病床併設

## 山の上病院

総合リハビリテーション認定施設  
入院随時  
医療法人社団 健寿会

一お問合せ先—  
静岡市清水区草ヶ谷651-7  
☎054(363)1023  
<http://plaza.across.or.jp/~yamanoie/>

永田町はや閉古鳥。公示待たず参院選突入。会期延長は何だったのか、疑問残し国会開幕。

吉と出るか凶と出るか、の大導打ではあるまいか。小池百合子氏、初の女性防衛相に就任。

紙 弾

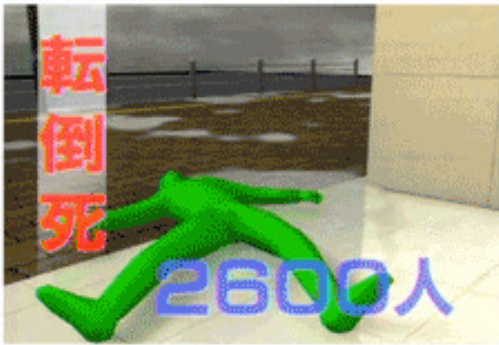
久間前防衛相の「しようがない」でもないが、年記記録控えなし、県内は旧16市町村にも

全日空が静岡空港に定期便就航決める。北海道、沖縄へ1日1便。北へ南へ浮き立つ旅心。

【抜粋】  
**NHK 関西クローズアップ**  
**「転倒死2600人」**  
～街の死角に迫る～

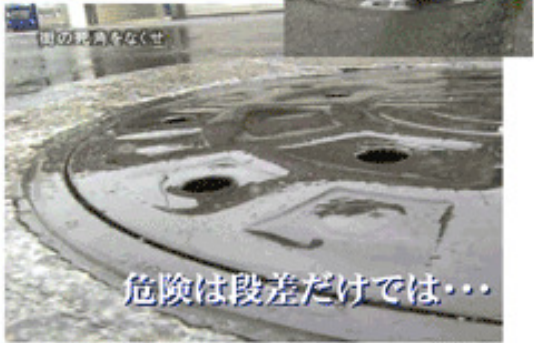
2004年6月7日放送  
クローズアップ現代

**死傷者**



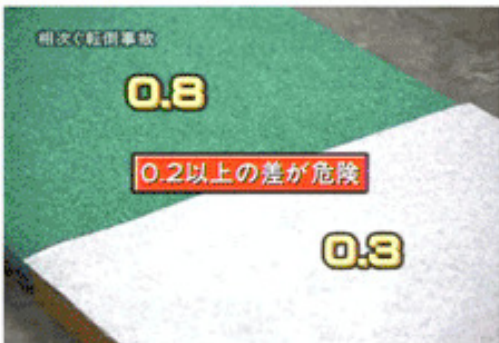
全国で自宅以外での転倒による死亡者数は、平成14年度で2,632人に及びます。(※凍結等の要因での転倒を除く)怪我をした方は数万人にものぼります。

**マンホール**



滑りやすいマンホールの鉄蓋は、滑りにくいアスファルト舗装の中に点在し、歩行者、バイク、自転車にとって恐怖の存在となっています。実際に重大事故に遭われた方も大勢います。

**転倒事故の原因**

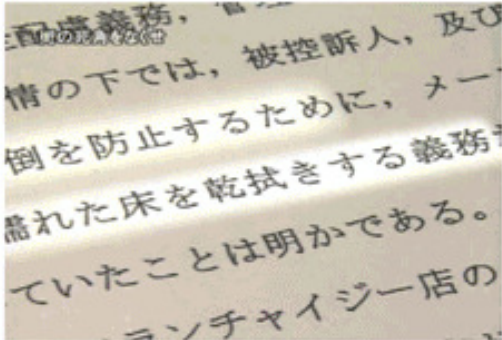


東京工業大学小野英哲名誉教授によると路面が滑りやすい場合も危険であるが、滑りにくい所と滑りやすいところが混在しているとより危険であり、その差がCSR値で0.2以上あると人は転倒しやすい。

東京都は条例で、歩行者系の道路において、BPN40以上が望ましい、又、同一平面上にCSR値で0.2以上の差が生じないことが望ましいと定めています。

※CSR値もBPN値もそれぞれ滑り抵抗値を表すもので、それぞれに固有の試験機があります。

**転倒事故への考え方**



転倒事故に対する考え方も変わってきています。以前は転倒は自己の不注意として片付けられる場合が多かったのですが、近年、管理者の責任が問われる場合が多く、判例でも厳しく責任を問われています。

判例の中で、施設管理者は床材を滑りにくくする義務があると厳しく指摘しています。また「防滑市民の会」や転倒事故の被害者が、積極的に自治体や施設管理者に対応を求めています。

**転倒事故への考え方が変わってきています。**  
**高齢化社会が進んでいく中、施設管理者の早急な対応が求められています。**

# 5

## 転倒事故の責任

### 〈PL法〉

滑りによる転倒はPL法の対象外と考えられていましたが、東京弁護士会の見解で床は建築物の一部となりPL法の対象であるとの発表以来、転倒事故の損害賠償の対象となりました。

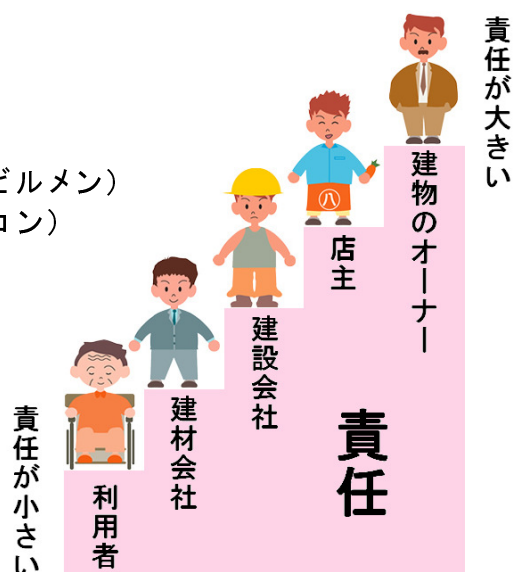
### 〈ハートビル法〉

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。一般にバリアフリー化を促進する法律です。

対象者が円滑に利用できるように必要な措置を講じることを目的とした法律命令が出ています。

過去の判例では下記の順に責任追及されています

1. 滑りやすいと分かっていた所有者（会社、オーナー）
2. 滑りやすいと気付いていた管理者（店主、担当者、ビルメン）
3. 滑りやすい材質を使用した設計者（建設会社、ゼネコン）
4. 滑りやすい材質を販売した製造者（メーカー）
5. 滑って転んだ利用者（お客様）



## 訴訟事例

### ケース1 東京地裁判例

「駅ビル構内での転倒事故で原告（転倒者）勝訴。施設側に損害賠償2,200万円の支払い命令。」2001年11月  
 駅ビルの飲食店街来客者用トイレ付近を通行中の主婦（69歳）が転倒、左足を骨折し左股関節の機能が失われる後遺症が残った。東京地裁はこれに対し、低コストを業者に強要するあまり清掃も不十分ではなく、また飲食店の厨房で使用していた油や水が床面に付着し滑りやすくなっていたことが原因であるとして、駅ビルに対して2,200万円の支払いを命じる判決を出した。

### ケース2 大阪高裁判例

「コンビニ内での滑りによる転倒事故で原告（転倒者）勝訴。コンビニ・フランチャイザーに115万円の支払い命令。」2001年7月  
 大阪市内のコンビニで買い物中の女性が転倒し、左腕を縫うケガをした。この事故に対して判決は、コンビニは、不特定のお客を相手にする以上、お客が急いで早足になったり靴底が減ったりしていることも前提にしなければならぬ。さらには乾燥時とくらべると湿潤時には、濡れると滑りやすい床を張っていたと指摘しており、安全確保のため水拭きの後から空拭きするなど、お客が転ばないよう店舗経営者らを通じて指導する義務があったとして、大阪高裁は、慰謝料の支払いなど115万円の支払いを命じた。

### ケース 3 東京地裁判例

「スポーツクラブ施設内の廊下における滑りによる転倒事故で原告（転倒者）勝訴。

スポーツクラブに332万円の支払い命令。」1997年2月

事故発生当時、施設各所にプールからあがった利用者が足を拭くためのマットがおかれ、階段の踊り場には体を拭くように促す注意書きが提示されていた。しかしプールやシャワーを利用後、水着が水分を含んだ状態で利用者が廊下を通行することがあったため、利用者の体から落ちた水滴が床面に飛散して滑りやすい状態になっており、利用者は素足で廊下を通行するので転倒し、受傷する危険性があった。係員は1時間おきに巡回して廊下の水分を取るなど入念な清掃を行っていたが、清掃前には危険を防止する措置が執られていなかったことから施設側に瑕疵があると判断がなされ、東京地裁はスポーツクラブに対して332万円の損害賠償の支払い命令を出した。

### ケース 4 大阪高等裁判所

「スーパー店内の水たまりでの転倒事故で和解成立」2008年5月 関西スーパーの店内にあった水たまりで足を滑らせて転倒し、けがをした大阪市の男性（61）が、約2600万円の損害賠償を求めた訴訟があり、350万円を支払うことで和解が成立した。1審大阪地裁は「店側に落ち度があったとは認められない」と訴えを退けたが、高裁は「事案の実情を考慮し、和解による解決が相当」としていた。

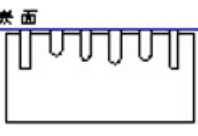
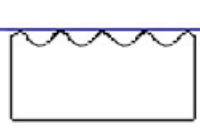
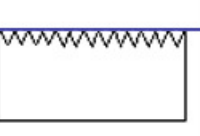

### ケース 5 マクドナルド損害賠償訴訟：店先で転倒し障害 熊本地で口頭弁論

毎日新聞 2009年9月11日 地方版 熊本市新市街のハンバーガーチェーン「マクドナルド新市街店」出入り口付近で転び、障害を負ったのは店側が安全管理を怠ったためだとして、市内の女性（61）が日本マクドナルドに約2600万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が10日、熊本地裁（古市文孝裁判官）であった。被告側は事故が起きた詳しい場所の資料提出を女性側に求め、争う姿勢を見せた。訴状によると08年12月8日午前11時45分ごろ、女性は店内で食事した後、出入り口の自動ドアから新市街アーケードに出る際、雨で濡れていた出入り口外側の同社の管理敷地内の床タイルで転倒して左大たい骨を折った。1カ月以上入院し、左股関節に後遺障害が残った。

転倒による傷害事故は年々増えており、現在では年間200件が賠償事故につながっています。この数字は氷山の一角で、その背景には賠償事故に発展していないケースも含めると転倒による傷害事故の数はさらに多くあると思われます。

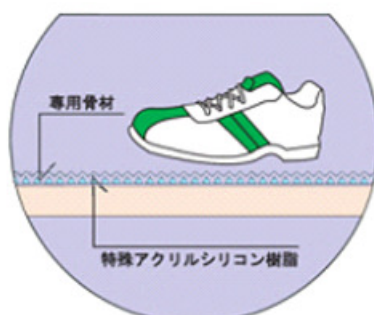
転倒賠償事故年間  
200件は氷山の一角



工法名	SGS	ジェットバーナー	サンドブラスト	コーティング/ワックス	テープ/シール
防滑の原理	特殊な液剤により床材表面に $\mu\text{m}$ サイズの凹部を形成。水の表面張力を利用した吸盤効果により防滑効果を発揮。	石材表面の低硬度の部分をジェットバーナーで焼き飛ばして、ミリセンチサイズの凹凸を形成。	高圧で水と混合した砂を吹き付け、床表面にミリサイズの凹凸を形成。	①コーティング有効成分に粘性の高いものを使用して、摩擦係数を高める。②骨材を含有させてコートし、 $100\mu\text{m}$ サイズの凸部を形成。	①ゴム型…摩擦係数の高いゴムを床面に部分的に接着。②研磨布型…表面がヤスリ状になったテープを床面に部分的に接着。
断面図					
美観/外観	ほとんど変わらず	光沢を完全に失う	光沢を完全に失う	クリア系以外の場合、全く異なる。	全体的な美観を損ねる。
施工単価(/㎡)	@ 3,000~7,000/㎡	詳細不明	@ 4,000~9,000/㎡	@ 200~4,500/㎡	@ 1,000~4,000/㎡
効果の持続性	5~7年	5~10年くらい	1~5年	2週間~15年	接着の状態による
適用床材	各種タイル・石材・コンクリート・ホーロー、他	硬度の高い自然石(御影石等60 $\mu\text{m}$ 以上)	各種タイル・大理石等	ハードフロア ソフトフロア	ハードフロア ソフトフロア
保証期間	5年間	責任施工	責任施工	不明	不明
保険制度	総合賠償保険制度付	不明	不明	不明	不明
施工性	短時間施工	(機械性能によるが)比較的短時間施工	(機械性能によるが)比較的短時間施工	乾燥養生に長時間必要	乾燥養生に長時間必要
乾燥養生時間	なし	なし	なし	種類により異なる	接着剤により異なる
加工時の騒音や臭気	バキュームを使用する場合に限り騒音有。	騒音や粉塵が発生臭いが発生	騒音有り。	有機溶剤系の臭気。	接着剤に含まれる溶剤の臭気。
汚れ	ほとんど目立たず	非常に目立つ	非常に目立つ	種類により異なる ワックスの場合、スカップやヒールマーク等。	ドロ、ホコリが目立つ
清掃条件	良	難	難	種類により異なる	難

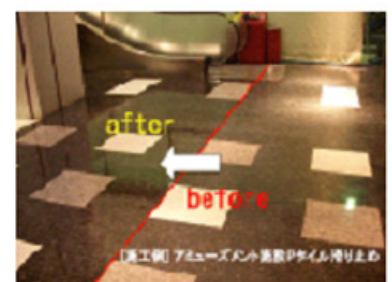


外観がほとんど変わりません



**SGS**


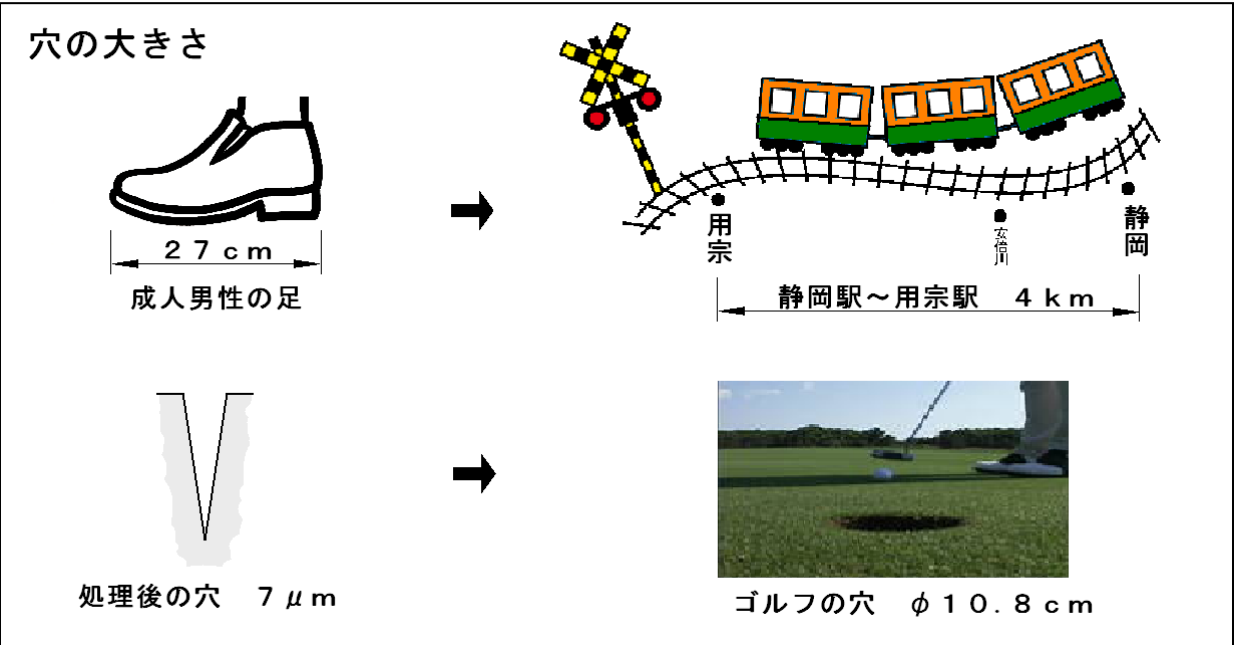
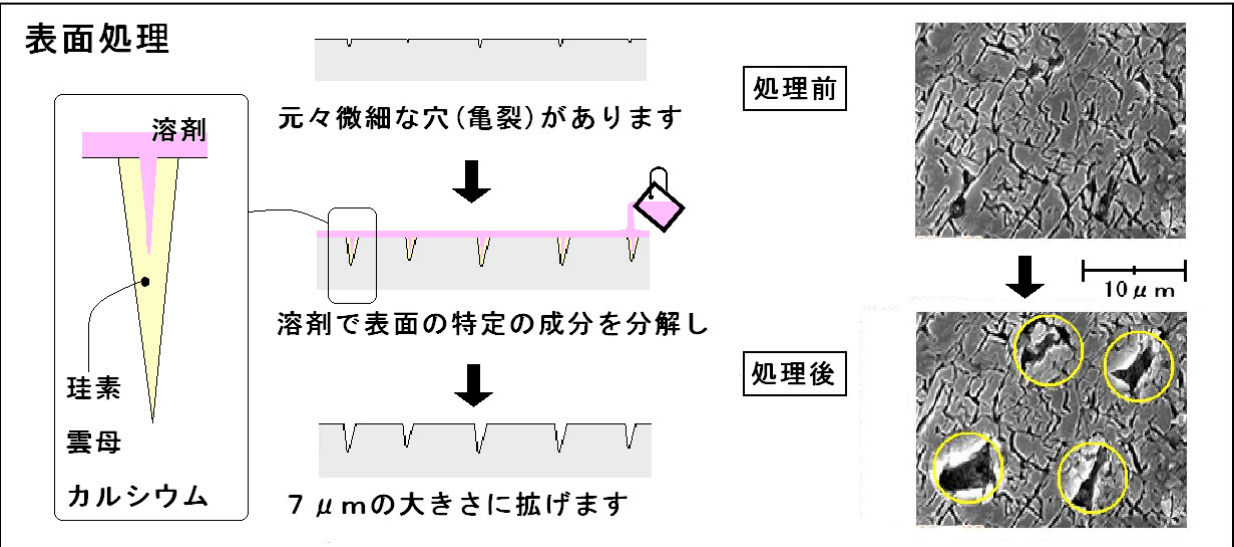
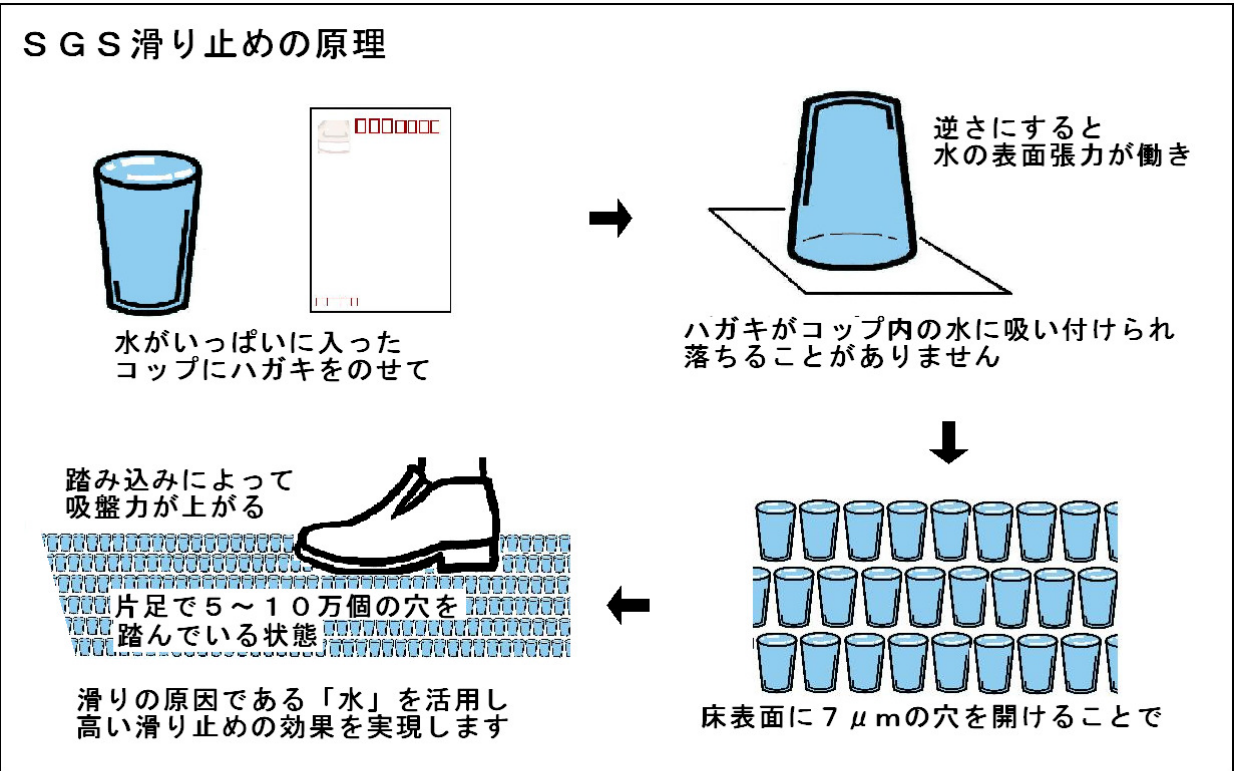
**グリップフィールド**


ザラザラコーティング



ワックス不要のガラスコーティング


**トップコート**

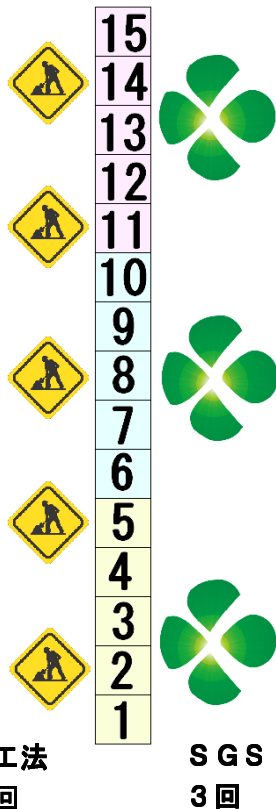




## 類似工法にご注意下さい！ 様々な工法がありますが5年保証・中性溶剤はSGSだけ

SGSは危険な劇毒物の硫酸を用いた施工とは違います。  
環境にもやさしい中性溶剤を使用するため、対象物を必要以上に傷めません。  
また、廃棄の前に「溶剤を中和」する必要がなく、他工法に比べ1工程少なく済みます。排水の際にも施設の配管、排水施設を傷める心配もありません。

### 保証期間と施工回数比較 期間15年



5年保証のSGSは類似工法(3年保証)に比べて施工回数を40%少なくできます。


営業を妨げる時間を減らし、経済的にもお得です。

©朝日新聞社 2009年

45757号(日刊)

2009年(平成21年)  
**3月18日**  
水曜日

政治 4  
政策 5  
政治意識世論調査 6  
世界変動 7  
国際 8 9  
経済 10 11  
金融情報 12 13  
囲碁・将棋 12  
文化 15  
小説 15  
生活 18 19      声・主張 20  
選抜高校野球メンバー表 21  
スポーツ 22 23      地域 24 25  
BSデジタル 24      ラジオ 26



**硫酸基準超す溶剤販売** 府容疑の業者が捜索  
床材などに滑り止め加工を施すための溶剤に基準値を超える硫酸が含まれていたとして、府警が今年1月、毒劇物取締法違反容疑で東京の業者を家宅捜索したことが、府警

への取材でわかった。府はこの業者に溶剤の自主回収を求めたが、出荷された分は既にすべて使われたという。この業者は、溶剤の製造販売会社「シグマケミカル」(東

京)。府や同社によると、昨年7〜10月、劇物製造者の登録がないのに、硫酸16・4%を含む溶剤140リットルを製造し、うち128・6リットルを「硫酸2・5%以下」「劇毒物取締法に該当しません」などと記した資料を添付して販売したとされる。同法では硫酸の含有率が10%を上回れば、国などに登録する必要がある。同社の社長は「含有率を計算する際、担当者が誤った。昨年11月以降は改善した」と説明している。府業務課によると、作業員が溶剤に直接触れば皮膚に炎症を起したり失明したりする恐れがあるが、健康被害の報告はないという。この溶剤で滑り止め加工された床材などは全国の商業施設や駅、学校などで使われた可能性があるが、溶剤は施工後に洗い流されるため問題はないという。(左古将規、後藤泰良)

## 施設安全管理者様へ

店舗、マンションなどの各施設の運営・維持管理を行っていくうえで、滑り止めを始めとした建物の安全対策は必要性を問われるようになってきています。

PL 法施工以来、施設の管理責任の明確化を求めるなど社会的意識が大きく変わってきました。建物管理の不徹底による怪我や事故が死亡事故につながるなどトラブルが発生するというニュースが報道されるようになってきています。

こちらの書面では、NPO日本転倒防止協会の学士会員でもある池依田弁護士の見解をご紹介します。今後、施設の運営・維持管理を行っていくうえで少しでも施設の安全管理をされている皆様のお役に立つことができれば幸いです。

先に挙げた5件に限らず、しばしば建物の施設内で、利用者が転倒したことによりけがを負ったという事故について、その施設管理者に対して、損害賠償責任を認めた判決が出ております。普通、事故に対しての賠償責任が認められるためには、加害者側に過失が認められることが必要であり、なおかつ、その過失の存在については被害者側が証明しなければならないとされております。しかしこの種の転倒事故については民法717条 1 項により、事故について、それを**回避するために何ができたかという過失の有無は問題とされず**、そもそもそのような**危険な工**  
**作物を危険なまま放置していたということに着目して責任が問われ**  
**てしまう**のです。極端な話し、**事故が発生してしまったらもはや責任は免れない**と覚悟したほうがよいのです。もちろん実際には、歩行者が転倒する危険がなかったか、訴訟で争われることになり、必要な注意を尽くしたことは施設管理者側が証明しないといけないのです。しかし、なにかしら至らない盲点の指摘を受けてしまって責任ありとされてしまう可能性は高いと思います。普通の事故の場合よりも施設管理者に対しての責任は重いものとされていることは是非、認識していただく必要があります。「転ばぬ先の杖」とは、正に、このことで、施設管理者としては床が滑らないように日頃から、しっかりと気を配っておかなければなりません



不特定多数のお客様が出入りする商業施設等での転倒事故の場合、被害者(お客様)優位であり 施設側は経済的・精神的なブランドイメージのダウン、風評被害を最大のリスクと考え、客足が遠のくことを防ぎたいとの考えから、施設側に過失がない場合でも治療費用、見舞金などを支払うケースが散見されています。あらゆる施設におきましては当然のことではありますが、事故が起らないよう未然に転倒防止策を実施するなど、防げるものは防ぐ必要があると思います。

# 美観はそのまに滑りにくい床石、実現します。 転倒防止の新技術。安全対策のスタンダードへ

～環境に優しい中性滑り止め用液剤SGS(スリップ・ガード・システム)～

## ●ごあいさつ

SGS(スリップ・ガード・システム)とは、濡れると滑りやすくなる床に対して、美観を保ちながら滑り止め処理を施し、雨の日や水周りの転倒事故を未然に防ぐという施工方法です。

近年、日本では建物管理の不徹底による利用者の怪我や事故が増発しており、建物管理者と利用者間でトラブルが生じることも珍しくありません。法規制や管理体制の見直しも図られ、マスコミをはじめ多くの人々が、建物の安全管理に関する社会的意識を高めている中、転倒事故の無い「安全な環境」を創造することを目標に誕生したSGS。すでに多くの施設に導入されています。また、従来滑り止めに使用する液剤は必ず酸性のものでした。そのため施工時には少なからず床材を傷めてしまっていたのと同時に地球環境にも悪影響を与えていたことは否めません。当社は新しく、独自の酸を使用しない中性の滑り止め液剤の開発に成功しました。

お客様に安心して施設を利用していただくためにも、SGSによる「滑り止め」をご検討ください。

※ SGSは国土交通省の「新技術情報提供システムNETIS(ネティス)」に登録されています。登録番号KT-060127-A

## ■施工実績および施工風景



▲マクドナルド 池袋西口公園前店



▲ウインズ浅草



▲パークハイアット東京



▲開成自動車道高坂サービスエリア(上下線)



▲世界貿易センタービル



▲よみうりランド



▲新宿小田急百貨店



▲横浜市たまが丘地域ケアプラザ



▲福岡県 大皮店



## スリップ・ガード・システムとは...

**大** 珪石や御影石、セラミックタイルなど素材の美観を生かしたままに滑り止め処理を施すことができます。滑りの原因である「水の力」と、6~10万個の小さな穴が生み出す「吸盤力」を利用することにより、驚くほど抵抗力を増大させることができるという魔法のような特殊施工技術です。

SGS施工の特殊技術は、雨の日のマンション・デパート・スーパーマーケット・アミューズメント施設のエンタランス床や駅のコンコースはもちろん、根足で歩くような浴室・プールサイドでもご活用いただくことができます。また、シャンプー・石鹸カス・洗剤の付いた

の脂やスメリによって滑りやすくなっている場所にも効果的で、スーパー銭湯・旅館・ホテル・老人介護施設・病院などにも最適です。

SGSは、施設の利用者を転倒事故から守り、「快適で安全な歩行空間」を提供するための施工方法です。導入施設の管理者の方にも、利用者の方々にも必ず喜んでいただけるものと確信しております。これからの高齢化社会に向けて、また施設の安全対策の一環として、私たちはこの世の中から転倒事故を無くし、「社会の転ばぬ先の杖」となるべく、SGSを広めてまいりたいと思います。

### ◆主なご利用先施設◆

施設名	施設名
1 マンション、共有・個人住宅	5 ホテル、温泉・旅館、スーパー銭湯等
2 官公庁施設、駅、地下鉄、公園、学校等、公共施設	6 老人介護施設、病院
3 レストラン・店舗、スーパーマーケット、ショッピングモール、デパート等商業施設	7 美術館、博物館
4 フィットネスクラブ、プール、ゴルフ場、野球場等スポーツ施設	8 パチンコ店、競馬場等アミューズメント施設

## 主な特長

### 1 なぜ「滑り」が起こるのか。

通常、床面と足が密着した状態で歩行すればガラスの上でも滑りにくいものです。しかし、床面と足の間に、水や油分等の別層が入り込むことにより「滑り」が発生してしまいます。特に浴室やプールサイド等水周り関係の場所では、水垢や石鹸成分、体脂肪分等が付着することもあり、さらに滑りやすい状況が作られます。また、クッション性のある履物が滑りやすいのは、中に入っている空気が滑りの原因になっているのです。

### 2 SGSによる滑り止めの原理

SGS施工は、石材に含まれる珪石成分を特殊液剤との化学反応で溶かし、床材に直径約7マイクロメートルの穴を開けます。穴の数は成人男性の片足で一歩踏み込んだ場合、6万~10万個の穴を穿んでいる状態になるほど、床が濡れると、それら無数の穴の中に水が入り、足底との吸盤力が強まるので、水の移動が抑えられて滑りにくくなるのです。

#### ▶足底との吸盤力とは

穴に入った水の表面張力効果を利用してできる力のこと。一つの穴の大きさは小さくても、無数の穴の集合体となれば大きな力となり、抜群の滑り止め効果を生み出すのです。SGSは、滑りの原因である「水分」を逆に活用し、高い滑り止めの効果を実現してしまう画期的な施工方法なのです。

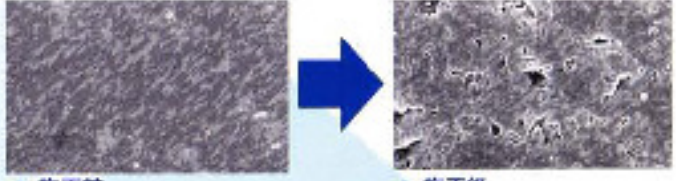


### 3 長期間、効果が持続

SGSは水に濡れた時、特に高い滑り止めの効果が発揮されます。また、床材に自然空けた穴がなくなるという心配が保たれ、床材自体の磨耗速度は施工前後で変わらないので、施工後5年以上も効果が持続。歩行頻度の少ない場所なら、さらに長期間効果が持続されます。

### 4 美観はそのまま安全に

838によって床材に空ける穴の大きさは約7マイクロメートル。これは、人間の赤血球と同じ大きさで、スギ花粉の約10分の1。電子顕微鏡で探れば確認できないくらい小さな穴です。そのため、床材に凹凸がでることなく美観や質感を最大限に活かしながら、高い滑り止め効果を得ることができるのです。



▲施工前

▲施工後

### 5 短時間で施工が可能

SGS施工は特殊な液剤を用いた施工のため、大掛りの重機などは一切使用することがありません。施工時は軽便な掃除機・匂い消し機など出ないため周囲を気にすることなく、昼夜を問わず都合の良い時間帯での施工が可能です。

### 6 アフターメンテナンスは簡単

施工後、特別な道具等を使用したメンテナンスは一切不要です。ただし、床材の表面に汚れが付着するとSGSの効果が悪く発揮されないことがあるので、通常の清掃方法で汚れをしっかりと取り除いてください。また、施工後の床材にワックスなどの処理を施すとせっかくの滑り止め効果が失われてしまいます。

### 7 業界最長保証

SGSは施工後に保証書を発行いたします。保証期間は業界最長の5年保証のため、万が一、施工後に滑りやすくなってしまったという場合でも安心です。施工後に滑りやすくなってしまった場合は何度でも施工を行います。

### 8 新技術情報提供システムNETIS

SGSは国土交通省の「新技術情報提供システムNETIS(ネティス)」に登録されています。登録番号KT-060127-A